

令和 6 年10月23日 招集

令和 6 年門真市教育委員会第10回定例会

議 案 書

門 真 市 教 育 委 員 会

議事日程

門真市教育委員会第10回定例会
令和6年10月23日（水）午後2時
本館2階大会議室

日程	事 件 番 号	件 名	ペ ー ジ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	議案第31号	門真市教育委員会表彰規程の全部改正について	1

議案第31号

門真市教育委員会表彰規程の全部改正について

門真市教育委員会表彰規程（昭和28年教育委員会規程第1号）を次のように全部改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和6年10月23日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

提案理由

門真市教育功労者の表彰の目的を明確化するほか、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市教育委員会教育功労者表彰規程

門真市教育委員会表彰規程（昭和28年教育委員会規程第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、永年にわたり本市の教育の発展に寄与した者を門真市教育功労者として表彰し、もって本市の教育の振興を促進することを目的とする。

（被表彰者）

第2条 門真市教育委員会（以下「委員会」という。）は、委員会事務局及び委員会の所管に属する学校等の職員であって、次の各号のいずれかに該当する者がいるときは、これを表彰することができる。

- (1) 業務上特に優秀な成績を収めた者
- (2) 業務上特に有益な調査、研究、発明、発見又は工夫考案をした者
- (3) 永年勤続し、特に優秀な成績を収めた者
- (4) 業務の遂行に関し特に他の模範とするに足る行為があった者
- (5) 災害を未然に防止し、又は災害に際し特に功労があった者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、委員会が表彰することが適当であると認める業績又は行為があった者

第3条 委員会は、前条に規定する者のほか、本市に在住する者又は本市に所在する団体若しくはこれに所属する者であって、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、これを表彰することができる。

- (1) 教育の発展について特に功績があった者
- (2) 社会教育、体育等の文化活動において特に優秀な功績をあげた者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、委員会が表彰することが適当であると認める業績又は行為があった者

（表彰の方法）

第4条 表彰は、表彰状及び副賞を授与してこれを行う。

（表彰の時期）

第5条 表彰は、毎年11月3日（文化の日）に行う。ただし、教育長が必要と認めるときは、この限りでない。

（表彰審査委員会）

第6条 委員会に表彰審査委員会を置く。

2 表彰審査委員会は、第2条及び第3条の表彰について審議し、又は委員会に意見を述べることができる。

第7条 表彰審査委員会は、会長1名及び委員若干名をもって組織する。

2 会長は、教育長をもって充てる。

3 委員は、副教育長、委員会事務局部長級職員及び委員会事務局次長級職員をもって充てる。

第8条 会長は、会務を総理する。

第9条 表彰審査委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(公表)

第10条 委員会は、門真市教育功労者を表彰したときは、表彰の内容を本市広報に掲載し、公表する。

(細目)

第11条 この規程に定めるもののほか、門真市教育功労者の表彰に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年11月4日から施行する。